



埼玉県報

第 2742 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 23 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例のあらまし（産業人材育成課）

条例

- 埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例（産業人材育成課）

規則

- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 大宮警察署等統合庁舎新築工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 平成 27 年度埼玉県准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 金屋土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更の認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 川越都市計画下水道事業川島公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 和光市越後山土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 所沢東町地区市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県立小児医療センターの手術用顕微鏡の調達に関する契約の相手方等の公示（経営管理課）

- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 1158 号中訂正（環境政策課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）
（産業人材育成課）

一 趣旨

職業能力開発促進法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、同法に条の繰下げが生じたことから、
規定の整備をするための改正

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十九号

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等技術専門校条例（昭和六十年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に改め、同条第三号中「第十五条の六第四項各号」を「第十五条の七第四項各号」に改める。
第六条第一項中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第12号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

317 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	桶川市大字川田谷字諏訪南5359番2地先から 久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番2地先まで
---------------------------	---

別記様式第1の8中「駐停車禁止及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月31日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

埼玉県議会平成二十七年九月定例会において議決された平成二十七年年度埼玉県一般会計補正予算（第二号及び第三号）及び平成二十七年年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,552,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,182,980	334,073	164,517,053
	2 国庫補助金	37,943,208	312,201	38,255,409
	3 委託金	6,058,559	21,872	6,080,431
13 繰越金		552,754	1,510	554,264
	1 繰越金	552,754	1,510	554,264
15 県債		275,219,000	166,000	275,385,000
	1 県債	275,219,000	166,000	275,385,000
歳入合計		1,829,050,754	501,583	1,829,552,337

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		6,210,749	21,872	6,232,621
	1 労政費	2,310,661	21,872	2,332,533
6 農林水産業費		22,711,625	56,804	22,768,429
	3 畜産業費	1,310,455	56,804	1,367,259
8 土木費		108,568,023	392,907	108,960,930
	2 道路橋りょう費	48,229,919	392,907	48,622,826
11 災害復旧費		2,718,736	30,000	2,748,736
	2 土木施設災害復旧費	2,698,320	30,000	2,728,320
歳出	合計	1,829,050,754	501,583	1,829,552,337

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
さいたま新都心医療拠点遠隔胎児診断支援システム 整備事業	平成28年度	80,767

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,287,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,444,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,708,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,517,053	150,524	164,667,577
	2 国庫補助金	38,255,409	150,524	38,405,933
13 繰越金		554,264	1,012	555,276
	1 繰越金	554,264	1,012	555,276
15 県債		275,385,000	5,000	275,390,000
	1 県債	275,385,000	5,000	275,390,000
歳入合計		1,829,552,337	156,536	1,829,708,873

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		2,748,736	156,536	2,905,272
	2 土木施設災害復旧費	2,728,320	156,536	2,884,856
歳 出 合 計		1,829,552,337	156,536	1,829,708,873

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 林 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	12,000		(補正前に同じ。)	

平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 事業収益	48,352,363	3,578	48,355,941
第1項 営業収益	42,798,240	3,578	42,801,818

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,257,191	3,578	46,260,769
第1項 営業費用	40,433,394	3,578	40,436,972

告 示

埼玉県告示第千八百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木の家だいきの会

三 代表者の氏名

鈴木 進

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県所沢市東町十一番一―千七百四号

（変更後）埼玉県所沢市中新井四丁目十二番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、住まい手と山（木材産地）とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり（以下「木の家だいきのいえづくり」という。）、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献するとともに、森と都市の交流を通じて森林地帯の振興を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
N P O 法人さやま日本語塾
- 三 代表者の氏名
成瀬 英二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市柏原三千百六十一番地の百十九 狭山ニュータウン五十二―四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、外国語を母語とする人（以下「外国語母語の人」とする）に対する日本語学習支援、教育支援等を行い、併せて市民に対する外国語母語の人の生活に関する啓発活動を行い、地域の多文化共生に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 落札に係る建設工事の名称
大宮警察署等統合庁舎新築工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
斎藤工業株式会社 埼玉県さいたま市浦和区北浦和3丁目6番5号
- 5 落札金額
3,096,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成27年7月31日

告示

埼玉県告示第千百九十二号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、二七〇円」を「四、九二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同項に次のように加える。

髄膜炎菌	一回につき	一三三、一二一〇円
------	-------	-----------

告 示

埼玉県告示第千百九十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十八年 二月十四日（日）	埼玉県草加市学園町一番一号 獨協大学

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十八年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十八年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十八年三月に修業する見込みの者を含む。）

ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十八年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十八年一月八日（金）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館二階五二一会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十八年三月十日（木）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十八年三月十日（木）午前十時から四月十一日（月）まで

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクス草加青柳店

埼玉県草加市青柳五丁目二十二番二十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルクス草加青柳店

埼玉県草加市青柳五丁目二百七十四―一外五筆

（変更後）ベルクス草加青柳店

埼玉県草加市青柳五丁目二十二番二十二号

大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）株式会社サンベルクス

（変更後）株式会社サンベルクスホールディングス

ハ 変更年月日

平成二十七年九月一日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュ―越谷店H C館

埼玉県越谷市大字大里字上十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スーパーバリュ―越谷店H C館

埼玉県越谷市大字下間久里字前田十五―一外

（変更後）スーパーバリュ―越谷店H C館

埼玉県越谷市大字大里字上十五―一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社グリーンセンター・イイヤマ 代表取締役 飯山孝

埼玉県越谷市大里七百二十七番地

（変更後）有限会社グリーンセンター・イイヤマ 代表取締役 飯山孝

埼玉県越谷市大里七百二十七番地

有限会社平総合開発 代表取締役 平人司

埼玉県越谷市下間久里六十番地

ハ 変更年月日

平成二十四年十月二十六日

二 届出年月日

平成二十七年十月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十七年十月十五日認可した。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

金屋土地改良区

二 事務所の所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第千百九十七号

測量計画機関である和光市中央第二谷中土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（復旧測量、基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

和光市の一部

四 作業期間

平成二十七年十月二十六日から平成二十八年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量業務、四級基準点復元測量業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十七年八月十七日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川島町

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十三年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉県告示第百六十六号、平成五年埼玉県告示第五百三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百二十一号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十号の事業地に、川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号、昭和五十七年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十五号、昭和六十三年埼玉県告示第百九十六号、昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十二号、平成二年埼玉

県告示第六十六号、平成五年埼玉県告示第五百三号、平成七年埼玉県告示第三百九十九号、平成九年埼玉県告示第四百二十号、平成十一年埼玉県告示第七百三十二号、平成十四年埼玉県告示第二百二十一号及び平成二十年埼玉県告示第四百七十号の事業地に、川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部を加える。

告 示

埼玉県告示第千二百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、和光市越後山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

神 杉 一 彦 埼玉県和光市中央二丁目五番一号

富 澤 登 埼玉県和光市南一丁目十五番八号

柴 崎 豊 明 埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号

内 藤 八十一 東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号

千 野 浩 埼玉県和光市南一丁目十七番五号

富 澤 忠 埼玉県和光市南一丁目十七番二号

富 澤 康 治 埼玉県和光市南一丁目十七番九十号

新 坂 信 昭 埼玉県和光市白子二丁目十番三十号

見 留 隆 利 東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号

就任した理事の氏名及び住所

神 杉 一 彦 埼玉県和光市中央二丁目五番一号

富 澤 登 埼玉県和光市南一丁目十五番八号

柴 崎 豊 明 埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号

内 藤 八十一 東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号

千 野 浩 埼玉県和光市南一丁目十七番五号

富 澤 康 治 埼玉県和光市南一丁目十七番九十号

新 坂 信 昭 埼玉県和光市白子二丁目十番三十号

見 留 隆 利 東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号

関 口 泰 典 埼玉県和光市南一丁目十六番二十三号

告 示

埼玉県告示第千二百二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条の第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称
所沢東町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
組合設立から平成三十三年六月
- 三 施行地区
埼玉県所沢市東町の一部
- 四 事務所の所在地
埼玉県所沢市東町十二番十三号
- 五 設立認可の年月日
平成二十七年十月二十三日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
組合事務所の掲示板に掲示
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間
平成二十七年十一月二十一日

告 示

埼玉県告示第千二百三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県行田市大字持田九百七十三番地一

有限会社村瀬商店

二 指定年月日

平成二十七年十月二十日

告 示

埼玉県病院事業告示第六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 用度担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 27 年 10 月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社イノメディックス 埼玉営業所
埼玉県さいたま市中央区新中里五丁目 2 2 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,612,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県選管告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人健寿会 介護老人福祉施設川口ほほえみの里	埼玉県川口市大字西新井宿 九百八十番地

正 誤

埼玉県告示第千五百五十八号（平成二十七年十月十六日第二千七百四十号）中訂正

七ページ別表三―五

